

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岐阜県養老郡養老町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 北西部地域

(1) 現況

本地域は、養老山麓の比較的急な傾斜地に農地が広がっており、稲作とともに、野菜等の畑作や、かき等の施設園芸、畜産など多様に農業が展開されている状況にある。

しかしながら、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業、及び、同項第3号に掲げる事業について行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することとする。

2. 北部地域

(1) 現況

本地域は、比較的平坦でかつ豊富な水資源と肥沃な農地が広がる地帯であり、稲作を中心に、野菜等の畑作や、いちご・トマト等の施設園芸など、多様に農業が展開されている状況にある。

しかしながら、農業構造の変化・農業施設の転換等が要求されている中、都市近郊農業の確立をめざし、より生産性の高い農業を実現するためにも、農業生産展開の基盤となる優良農地の保全を図ることが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業について行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することとする。

3. 中南部地域

(1) 現況

本地域は、海拔 0 m に近い平坦な地域であるとともに、豊富な水資源と肥沃な農地が広がる地帯であり、稲作を中心に、野菜等の畑作や、いちご・トマト等の施設園芸など、多様に農業が展開されている状況にある。

しかしながら、農業構造の変化・農業施設の転換等が要求されている中、都市近郊農業の確立をめざし、より生産性の高い農業を実現するためにも、農業生産展開の基盤となる優良農地の保全を図ることが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業について行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北西部地域	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業及び同項第 1 号並びに同項第 3 号に掲げる事業
②	北部地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
③	中南部地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とす

る。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧 養老村、旧 上多度村、旧 下多度村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ハ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ニ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2 集落協定の共通事項

特になし

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、養老町の人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として定められた個人・法人など養老町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特になし